

(4) 日韓大陸棚南部協定の成果と今後の展望

竹内 明里

崇城大学総合教育センター（教授）

国家間で海洋の境界線を合意に達するのが困難な場合に、資源開発を行いつつ、紛争を鎮静化させる手段として、「大陸棚の共同開発合意」がある。これは係争水域の境界画定を棚上げしたうえで、当該区域の石油・天然ガスを当事国が共同で探査・開発する枠組みである。こうした枠組みは、1968年の北海大陸棚事件判決で構想が示された後、1974年の「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定」（以下、日韓大陸棚南部協定）を皮切りに、世界で十数件の共同開発合意が成立してきた。本報告は、2028年に効力の期限満了を迎える日韓大陸棚南部協定に着目し、その成果と課題を整理したうえで、期限後の日本の選択肢を検討する。

日韓大陸棚南部協定は、第三次海洋法会議での境界画定基準（等距離中間線派と自然延長派）の対立を背景に、日本（等距離中間線派）と韓国（自然延長派）が、東アジアで主張が重複する海域を共同開発水域とし、境界画定を50年棚上げしつつ、資源の共同開発を行うために締結された。

日韓大陸棚南部協定の成果としては、石油・天然ガスの商業生産には至らなかったものの、発効後約50年間、日韓間での大陸棚紛争を抑止してきたことが特に挙げられる。海洋紛争がしばしばナショナリズムと結びつきやすい東アジアにおいて、紛争を抑止してきた意義は大きい。

他方で、同協定には、複数の克服すべき課題も指摘される。第一に、境界画定基準の変化である。海洋法条約発効後の国際判例では、等距離中間線に基づく境界画定が主流となっており、日本政府自身も自然延長論を過去のものとして扱っている。そのため、協定で採用された係争水域の設定方法は、日本の現在の立場との整合性に問題が生じえるものである。第二に、探査・開発方式の硬直性がある。協定は日韓企業の合弁体による共同探査を義務づけるが、韓国側の積極姿勢に対し、日本側は消極的であるため長らく合弁体が結成されず、2000年代前半以降は探査が停止している。これは韓国側からの「第七鉱区問題」への大きな不満につながっている。第三に、中国の存在である。東シナ海に管轄権を主張する中国は同協定締結前から強く反発しており、近年の海洋進出を踏まえると、協定終了や見直しの局面で圧力を行使し、東アジアの海洋秩序が不安定になる可能性がある。

協定期限到来にあたって、日本政府の取りうる選択肢として、①協定を終了し、等距離中間線に基づく境界画定を韓国に提起すること、②協定を継続しつつ制度を再設計すること、③国際的な非裁判手続き（調停等）を活用すること等が考えられる。本報告では、上記の日韓大陸棚南部協定の成果と課題を踏まえ、2028年以降の日本外交のとるべき方向性を検討したい。